

活動内容報告書

令和元年 9月23日

稚内市議会議員 佐藤 由加里

活動等の名称	第11回生活保護問題議員研修会
期 間	令和元年 8月22日 ~ 令和元年 8月25日
実施場所	新潟県立大学
実施経費	<p><u>110,432円</u></p> <p><input type="checkbox"/>調査研究費 <input checked="" type="checkbox"/>研修費 <input type="checkbox"/>広報費 <input type="checkbox"/>広聴費 <input type="checkbox"/>要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/>会議費 <input type="checkbox"/>資料作成費 <input type="checkbox"/>資料購入費 <input type="checkbox"/>人件費 <input type="checkbox"/>事務所費 <input type="checkbox"/>その他</p>
活動等の概要	<p>生活保護の現状と改革の論点、地方からどう生活保護行政を変えるかということを中心に、報告・ミニシンポ・講演等が行われた。5つの分科会では、第2分科会の『生活困窮者自立支援制度の現状と課題～子どもへの支援を中心に』に参加。</p> <p>【基調報告】生活保護の現状と改革の論点 【ミニシンポ】地方から、生活保護行政は変えられる！ 【特別報告】福祉事務所における自立支援の取組み 【分科会】①生活保護基礎講座+なんでもQ&A ②生活困窮者自立支援制度の現状と課題 ～子どもへの支援を中心に ③地方から自動車保有要件の緩和をめざす！ ④進む居住支援と縮む公営住宅。これからの住宅政策 を考える ⑤地方税の滞納処分に対する実践的対応 【講演】元福祉事務所長が語る、議会質問10の心得 【まとめ】地方から、どう生活保護行政を変えるか</p>
備 考	共催：生活保護問題対策全国会議・全国公的扶助研究会

所 感

稚内市議会議員 佐藤 由加里

貧困と格差が広がっている中、生活保護制度は憲法第25条に明記されている『健康で文化的な最低限度の生活』を保障するための、最後のセーフティーネットです。しかし国はこの間、扶助基準の引き下げや母子加算の段階的廃止などを次々と行い、拡大している貧困と格差に歯止めをかけるばかりか、より助長する役割すら果たしています。生存権の保障、生活保護世帯の現状や問題点、社会保障はどうあるべきか等の講義や分科会に参加をしました。

基調報告では、生活保護制度の現状と改革について地方でできることは何かという点で、自治体の首長の姿勢が重要であるとともに、議会の動向や議員の活動、職員集団などで大きな格差が生じる領域であり、運用方法や議員の日常的な相談活動などから変えていくことが求められているとのことでした。本市においては、CW（ケースワーカー）が足りておらず、一人平均約100件担当している現状があります。相談内容や利用者世帯も多様化・複雑化しており、CWの精神的・身体的なストレスや疲労が心配です。専門的な知識を持った職員の配置と同時に、一人ひとりのCWの負担を減らし、担当の利用者世帯にしっかりと寄り添った支援ができるように、計画的な人員配置が求められていると考えます。

ミニシンポでは、小田原市で起きたジャンパー問題についての経緯や、事件後どのような取り組みが行われ克服されていったのかなど、小田原市の『生活保護行政の在り方検討会報告書』をもとに報告がありました。この問題が複雑なのは、不正受給を厳しく取り締まるべきだという納税者の声と、生保利用者の権利を守れという二つの正義のぶつかり合いがあり、対立が深まっていった点にあるということでしたが、結果的に一番傷ついたのは不正を全く行っていない利用者であり、市職員の行為を安易に正当化しないこと、というのが検討会の基本的なスタンスであったようです。検討会では、生活保護制度の正しい理解（専門性を高める研修や連携による学び）や、利用者の視点に立った業務の見直し、利用者に寄り添いケースワーカーが職務に専念できる体制づくり、組織目標としての自立支援の取組み、市民に開かれた生活保護の実現、などの改善策が打ち出され、取組みを進めているとのことでした。問題を真摯に受け止め、改善につなげていく姿勢は非常に見習わなければならない点でもあります。

分科会は、第2分科会『生活困窮者自立支援制度の現状と課題～子どもへの支援を中心』に参加しました。自立支援制度の各事業の具体的な内容や、取り組んでいる自治体の例を示しながらの報告があり、主に子どもに対する支援としては、学習支援や子ども食堂の取り組みなど大変わかりやすく、本市でも取り組んでいること、いない

こと、改善や拡充の必要性がある事業などについて考えさせられました。本市における今後の生活困窮者自立支援事業の在り方を考えるうえで大変参考になる分科会でした。

講演では、元福祉事務所長が、議会質問10の心得と題し、生活保護制度・生活困窮者自立支援制度に関する議会質問のカテゴリーとして、主に、1、制度そのものの課題　2、制度運用の課題　3、実施機関における組織体制の課題　の三点になるとし、質問例や典型的な答弁例などを示しながら、報告がされました。事例を集めて普遍的に質問することや、他の自治体の取組みや数値と比較し課題を指摘すること、生活保護の適切な運営のための組織体制の充実に関わることなど、今後の議会質問にとって大変参考になる講演でした。

生活保護制度が正しく理解され、その役割をしっかりと果たし、運用の充実が求められることは言うまでもありませんが、あわせて、すべての人が守られる社会保障制度にしていくことが求められています。自治体で可能なことは、積極的に取り組んでいくよう引き続き求めていきます。

佐藤由加里議員

旅行期間／令和元年8月22日～令和元年8月25日

旅行行程表

月 日	行 程	滞 在 地
8/22	稚内 → 稚内空港 → 新千歳空港 → 新潟空港 → 新潟市	新潟市
8/23	新潟	新潟市
8/24	新潟	新潟市
8/25	新潟市 → 新潟空港 → 新千歳空港 → 稚内空港 → 稚内	

旅費計算表

項 目	内 訳	金 額
航空運賃	40,480円	40,480
バス	8/22、8/25 稚内 ⇄ 稚内空港 1,200円（600円片道）	1,200
	8/22、8/25 新潟空港 ⇄ 新潟市 820円（410円片道）	820
日 当	@3,000×4日	12,000
宿 泊 費	@13,500×3泊	40,500
合 計		95,000



領 収 証

A 004933

サトウユカリ 様

2019年5月22日

種 別	金 額
現 金	0
小 切 手	
銀 行 振 込	
相 殺	

¥ 40480

但し 航空券代として

印
紙



北都観光株式会社

北海道知事登録旅行業 第2-128号

稚内本社 稚内市中央4丁目5番29号 0162-23-3620



領収証

2019年 5月 14日

佐藤 由加里 様

以下のとおり、領収いたしました。

金 / 15,000 - 円也

但し、第11回生活保護問題議員研修会について、

- 研修参加費として
- 交流会参加費として
- 弁当代として
-

大阪市北区西天満3-14-16西天満パークビル3号館7階
あかり法律事務所内
生活保護問題対策全国会議
代表幹事 尾藤廣喜

東京都板橋区板橋4-4-3白鳩マンション201
マックチャレンジサポート内
全国公的扶助研究会 会長 吉永純

お 取 引 明 細

いつも、ご利用いただきありがとうございます。

年月日	お取扱店	機番	取引	銀行番号・支店番号・口座番号	お取引内容	処理番号
1 515	096	06	V		お振込	0423

お取引時刻 11:18	お取引金額 ¥15,900
手数料 電信扱¥432	お取引後残高 *

お知らせ

先方銀行 リナ
コウヘイ

お受取人 カコクサイツーリストヒューロー様

ご依頼人 ワカナイシギカイサトウ
カリ97184-3 様

お取引明細はお客様の大切な個人情報です。お持ち帰りいただきますようお願いいたします。裏面のご案内もあわせてご覧ください。
(カードローン「スーパーアルカ」のお申込み・増額は0120-608-599へお電話ください。)

北洋銀行

※弁当代 900円の振込にてなっている

地方から

生活保護行政は変えられる! いのちを守る自治体に

例年、ご好評いただいている地方議員の皆さま方を対象とする生活保護制度に関する研修会を今年も開催いたします。各分野の専門家を講師として迎え、制度を必要とする人が漏れなく利用できるようにするために、地方から生活保護行政をどう変えられるのかを考えます。是非、多数ご参加いただけますよう、ご案内申し上げます。

2019年8月23日(金)・24日(土) 場所:新潟県立大学

8月23日(金) 12:00から受付

1日目

13:00 開会挨拶・基調報告 生活保護の現状と改革の論点～地方は何ができるか

14:35 ミニシンポ 地方から、生活保護行政は変えられる！

指定報告▶新潟県における福祉事務所のあり方に関するアンケート調査結果報告

17:00 特別報告 福祉事務所における自立支援の取組み

18:00 交流会(自由参加) 19:00 終了

8月24日(土) 8:45から受付

2日目

9:00 第1分科会 生活保護基礎講座 + なんでもQ&A

9:00 第2分科会 生活困窮者自立支援制度の現状と課題～子どもへの支援を中心に

9:00 第3分科会 地方から自動車保有要件の緩和をめざす！

9:00 第4分科会 進む居住支援と縮む公営住宅。これからの住宅政策を考える

9:00 第5分科会 地方税の滞納処分に対する実践的対応

13:20 講演 元福祉事務所長が語る、議会質問10の心得

14:20 まとめ 地方から、どう生活保護行政を変えるか

今こそ、地方行政のあり方が問われるトキ。

1日目 8月23日(金) 12:00から受付

13:00~ 基調報告 生活保護の現状と改革の論点～地方は何ができるか

2013年からの生活保護基準引き下げに関する裁判が山場を迎える中、さらなる引下げが、2018年から3年かけて実行されています。また、自動車保有や稼働能力活用の要件、大学進学問題などの個別論点の運用について、どのように変えていくべきか、地方には何ができるかを検討します。

講師：吉永 純さん 全国公的扶助研究会会長・花園大学教授。福祉事務所20年、ケースワーカー12年の経験を生かして、貧困問題、生活保護等を研究。著書に「生活保護『改革』と生存権の保障」(2015年)、編著に「生活保護手帳の読み方、使い方」(2017年)いずれも明石書店など。

14:35~ ミニシンポ 地方から、生活保護行政は変えられる！

神奈川県小田原市は、「保護なめんなジャンパー事件」を契機として、保護行政の改善を進めています。大阪府堺市は、福祉職採用の若手ケースワーカーらの発案で生活保護世帯の大学生等の実態調査を行い、国の制度改善につながっています。こうした取組みの報告をふまえ、地方から生活保護行政を変えるために何が必要か考えます。

ミニ
シンポ

桜井 啓太さん 立命館大学准教授。堺市でケースワーカーなど生活保護業務に10年間従事。専門は貧困、生活保護。著書に「(自立支援)の社会保障を問う」(2017年、法律文化社)など。

加藤 和永さん 小田原市企画部企画政策課。同課において、2017年1月のジャンパー問題に係る「生活保護行政のあり方検討会」の事務局として、検討会の運営、報告書のとりまとめ等を担当

塙田 崇さん 小田原市健康福祉部福祉政策課。2017年4月から同課にて、生活支援課職員の生活保護行政の改善に向けた取り組みをサポートするとともに、地域共生社会の実現に向けた施策を担当

和久井 みちるさん 元生活保護利用者・小田原市生活保護行政のあり方検討会委員。著書に「生活保護とあたし」(2012年、あけび書房)、共著に「生活保護で生きちゃおう・崖っぷちのあなた死んだダメです」(2013年、あけび書房)。

コーディネーター 弁護士。生活保護問題対策全国会議事務局長。1995年大阪弁護士会登録。野宿からの居宅保護を求めた佐藤訴訟、障害者の自動車保有を認めた枚方訴訟などを担当。編著に「これがホントの生活保護改革－『生活保護法』から『生活保障法』へ」(明石書店)など。

小久保 哲郎さん 認めた枚方訴訟などを担当。編著に「これがホントの生活保護改革－『生活保護法』から『生活保障法』へ」(明石書店)など。

～16:45

指定報告

新潟県における福祉事務所のあり方に関するアンケート調査結果報告

小澤薰さん 新潟県立大学子ども学科准教授。にいがた公的扶助研究会副会長。新潟市東区の学習支援事業を産官学共同で運営。専門は、社会政策、社会保障。関係論文に「生活保護ケースワーカーの業務と意識：新潟における福祉事務所調査の結果から」(中央大学経済研究所年報、49号、2017年)など。

17:00~

特別報告

福祉事務所における自立支援の取組み

福祉事務所が行う意欲喚起としてのボランティア活動、農作業(居場所)を活用した日常生活自立支援・社会生活自立支援の取組みについて紹介します。

～17:30

箕輪 亜由美さん 新潟県見附市教育委員会こども課元気子育て係。社会福祉士。にいがた公的扶助研究会役員。2008年見附市役所入庁。見附市社会福祉事務所にて生活保護CWとして10年勤務。現在は、教育委員会こども課にて要保護児童対策協議会、こども支援に従事

2日目 8月24日(土) 8:45から 受付

ご要望におこたえて、分科会の時間を3時間20分に大幅アップしました！

9:00~ 第1分科会 生活保護基礎講座 + なんでもQ&A

生活保護の運用を知り尽くした講師による初級講座。生活保護とはどのような制度なのか、各自治体の保護行政が正しく運用されているかのチェックポイントを概説します。Q&Aの時間では、議員の皆さんのが困りごと・悩みごとにもその場で回答。議会の質問にも役立ちます。

講師：田川 英信さん 社会福祉士。生活保護問題対策全国会議事務局次長。世田谷区でケースワーカー・保護係長を15年間経験。共著に「子どもの貧困ハンドブック」「生活保護なめんな」ジャンパー事件から考える」「これがホントの生活保護改革『生活保護法』から『生活保障法』へ」。

講師：森 弘典さん 弁護士。1999年弁護士登録。司法修習中から野宿労働者の生活保護訴訟(林訴訟)に関与。2002年、愛知県弁護士会人権擁護委員会に生活保護問題チームを立ち上げ、2003年以降、野宿者総合法律相談を実施。2010年から日弁連貧困問題対策本部セーフティネット部会で活動(現在、同部会長)。

9:00~ 第2分科会 生活困窮者自立支援制度の現状と課題～子どもへの支援を中心に

2018年、生活困窮者自立支援法と生活保護法が改正され、あらためて両制度の一体的運用が強調されました。また、子どもへの支援では学習支援とあわせて生活支援が位置付けられました。各地の実践を参考に、様々な課題を抱えている子どもたちやその家庭への支援のために生活困窮者自立支援制度をどのように活用すればいいのか考えます。

講師：仲野 浩司郎さん 社会福祉士。全国公的扶助研究会運営委員。2009年に社会福祉専門職として羽曳野市に入庁。生活保護ケースワーカーを経験し、現在は生活困窮者自立支援制度を担当。課題を抱える子ども達の居場所支援のために「ちるさば」を運営している。

講師：星野 哲也さん 新潟県新発田市社会福祉課生活支援係長。主任相談支援員。社会福祉士。にいがた公的扶助研究会幹事。2001年新発田市役所入庁。2009年から生活保護ケースワーカーを4年、査察指導員を2年務める。生活困窮者自立支援事業の立ち上げに携わり、2015年の本制度開始とともに現職

2日目 8月24日(土) 8:45から受付

9:00～第3分科会 地方から自動車保有要件の緩和をめざす！

自動車の保有を厳しく制限する運用のため、特に地方で、母子家庭をはじめとする多くの生活困窮者が、生活保護の利用から排除されています。厚生労働省が全国の福祉事務所に自動車保有要件の緩和についての意見聴取を行う動きも見られる中、実務運用や裁判例の現状と課題を学び、要件緩和に向けて、どのような取組みが必要かを考えます。

講師：藤原 千沙さん 法政大学大原社会問題研究所教授。専門は社会政策・労働問題。地方自治体とひじり親世帯に関する調査多数。関連論文に「地方における母子世帯の暮らしと生活保護—自動車の保有・使用の視点から」（『月刊自治研』59巻694号、2017年）など。

講師：小久保 哲郎さん ミニシンポ参照

講師：高野 正秀さん 新潟県南魚沼市福祉事務所査察指導員。社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員。にいがた公的扶助研究会幹事。土木畠から30代で福祉に開眼。生活保護業務6年、地域包括支援センター業務7年。ライワークは依存症支援に取り組む仲間づくり。

9:00～第4分科会 進む居住支援と縮む公営住宅。これからの住宅政策を考える

新たな住宅セーフティネット制度のもとで、NPO法人など民間が中心となった居住支援が各地で進んでいます。一方、公営住宅の戸数は抑制され、入居にあたっての保証人問題などがハードルとなっています。各地での民間の実践を紹介するとともに、公営住宅を含めた住宅政策のあるべき姿について考えます。

講師：稻葉 剛さん 一般社団法人つくりい東京ファンド代表理事。立教大学大学院特任准教授。1994年より生活困窮者支援に従事。2014年、つくりい東京ファンドを設立し、低所得者向け住宅支援事業に取り組んでいる。住まいの貧困に取り組むネットワーク世話人。生活保護問題対策全国会議幹事。著書に『ハウジングファースト』（共編著、山吹書店）等。

講師：齋本 郁さん 社会福祉士、精神保健福祉士。元神戸市職員。阪神・淡路大震災の支援活動の中で生まれたNPO法人神戸の冬を支える会（野宿生活者支援）等の立ち上げに関わり、以後相談活動に従事。現在、同会は一時生活支援事業を13自治体から受託し、居住支援法人の指定も受けている。

講師：坂庭 国晴さん NPO住まいの改善センター理事長、日本住宅会議理事、建設政策研究所副理事長。日本住宅公団（現・UR都市再生機構）入社。団地施設・建築設備設計などに従事。同公団労働組合書記長、同中央執行委員長を歴任。2009年に稻葉剛氏らと住まいの貧困に取り組むネットワークを結成し、世話を務める。

9:00～第5分科会 地方税の滞納処分に対する実践的対応

地方税滞納処分は全国的に著しく強化され、その多くが、問答無用で差押という強制処分によって徴収しています。そうした中でも、税滞納を生活困窮の表れとしてとらえ、まず、滞納者の生活再建を支援していくという自治体が少数ながら存在します。当分科会では、皆さんから出された事例も含め、その対応についての検討を行ないます。

講師：角谷 啓一さん 税理士。滞納処分対策全国会議代表、滞納相談センター代表。国税の職場を定年退職するまで40年余り滞納整理事務に従事。並行して、全国税組合員として定年まで活動。2004年以降は、税理士業務のかたわら、納税者の視点に立った徴収実務の研究・相談活動に従事。共著に「差押え：滞納処分の対処法」

講師：柴田 武男さん 滞納処分対策全国会議副代表。東京大学大学院経済学研究科第二博士課程満期退学。財団法人日本証券経済研究所主任研究員を経て、聖学院大学政治経済学科教授、2018年3月退職。現在、同大学講師。

13:20～

講演

～14:20

元福祉事務所長が語る、議会質問10の心得

生活保護制度については、「制度の運用」と「実施体制（現業員の不足）」が重要な課題となっています。つまり、福祉事務所における「サービスの質」と「実施体制の量」双方の確保が必要です。福祉事務所の運営に直接影響する自治体の姿勢に、地方議会でどう切り込むことができるのか。その方向性を検討します。

講師：今井 伸さん 十文字学園女子大学人間生活学部教授。大学で福祉を学び、東京都練馬区へ入区。障がい者施設、生活保護現業員、地域包括支援センター所長、福祉事務所長を経て大学教員に。介護支援専門員。社会福祉士。共編著に「地方自治問題解決事例集」（ぎょうせい）、「わかる・みえる社会保障論」（みらい）他

14:20～

まとめ

～15:00

地方から、どう生活保護行政を変えるか

生活保護基準の引き下げ、法63条による費用返還請求の強化など、制度の後退が進む中で、自立支援の充実、保護のしおりの改善など、地方からどう生活保護行政を変えていくべきかを提案します。

講師：尾藤 廣喜さん 弁護士、生活保護問題対策全国会議代表幹事。70年、厚生省入省。75年、京都弁護士会に登録後、数々の生活保護裁判を勝利に導いてきた。日弁連・貧困問題対策本部副本部長。共著に「これが生活保護だ」「社会保障レボリューション」など。

参加者の声

- 第1回目から参加していますが、参加するたびに、生保・生活困窮に関する運動の広がりを感じます。
- 充実した2日間でした！ありがとうございました。また次回も参加したいです。
- 今後の議会論戦に活かせる研修会でした。

研修会タイムテーブル・会場情報

1日目 8月23日(金)

13:00	14:35	17:00	18:00	19:00
開会挨拶 基調報告	ミニシンポ	特別報告	交流会	

2日目 8月24日(土)

9:00	12:20	13:20	14:20	15:00
分科会 (1~5)	昼食	講演まとめ		

場所 :新潟県立大学

<http://www.unii.ac.jp/access/>

〒950-8680 新潟市東区海老ヶ瀬 471

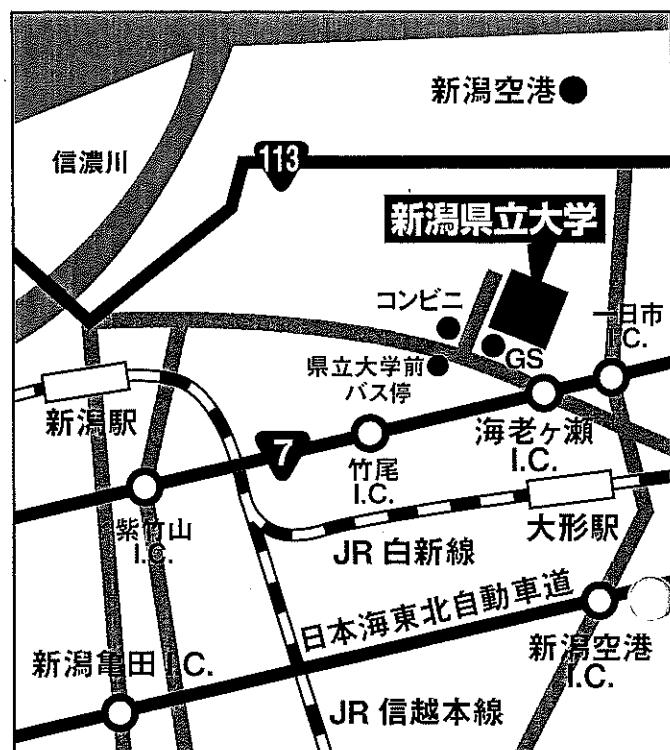
〈新潟空港から〉タクシーで約 10 分

〈JR新潟駅から〉新潟駅万代口バスターミナル11番のりばから「大形線(E42以外)」に乗車(所要時間約25分/片道330円)、「県立大学前」バス停下車、徒歩 3 分

※JR 新潟駅から直通臨時バスの手配を検討中

(確定次第、生活保護問題対策全国会議のHPに掲載します)

※乗用車で来られる方は会場に無料駐車場があります。



参加のお申し込み

■定員 300名(請求書を送付し、ご送金の順にお席を確保し領収書をお送りいたします。)

■参加費 1万5,000円 キャンセル料=8月1日以降 1万円 8月10日以降 1万5,000円

■お弁当 900円(2日目昼食、8月15日以降のキャンセルはご遠慮ください)

■交流会 1日目 8月23日(金) 18時から、研修会場で交流会を行います。参加費 1,000円(茶菓・ソフトドリンク付き)

■問合せ先・参加申込先(宿泊先の手配も承ります)

(株)国際ツーリスト・ビューロー

TEL.(078)351-2110 FAX.(078)351-2140 E-mail▶ktb-info@jupiter.ocn.ne.jp 担当者 大村・倉長

第11回 生活保護問題議員研修会参加申込書

下記に記載の個人情報は、①名簿作成・書類発送を含む本研修会の運営、②今後の研修会のご案内、③補助金申請に際して新潟観光コンベンション協会と新潟県に対する情報提供、以上の範囲内で利用するものとします。

氏名(フリガナ) 佐藤 由加里	所属等 北海 都道府県 種内 市区町村 現在(3)期目
領収書宛名表記 研修参加費と弁当・交流会費に領収証を分けて欲しい	1日目の交流会 <input type="checkbox"/> 参加する <input checked="" type="checkbox"/> 参加しない 2日目の昼食 <input checked="" type="checkbox"/> 弁当を注文する <input type="checkbox"/> 弁当を注文しない 希望分科会 <input type="checkbox"/> 第1 <input checked="" type="checkbox"/> 第2 <input type="checkbox"/> 第3 <input type="checkbox"/> 第4 <input type="checkbox"/> 第5
請求書の送付先 〒097-8686 北海道種内市中央3丁目13-15 種内市議会事務局 TEL 0162-23-6489 FAX 0162-22-1298	参加費 15,000円 1日目交流会 円 2日目昼食 900円 送金額合計 15,900円 宿泊先の手配 <input type="checkbox"/> 希望する <input checked="" type="checkbox"/> 希望しない ※希望の方は別途申込書をお送りします
通信欄(事務局へのご要望等ありましたらご記入ください)	会場までの予定交通手段 <input checked="" type="checkbox"/> 飛行機 <input type="checkbox"/> JR <input type="checkbox"/> 自動車

■生活保護問題議員研修会 案内



1日目

8月23日(金) 全体会：大学院棟1階 大講義室

- | | |
|-------|---|
| 12:00 | 受付開始 |
| 13:00 | 開会挨拶・基調報告▶生活保護の現状と改革の論点～地方は何ができるか
(休憩 20分) |
| 14:35 | ミニシンポ▶地方から、生活保護行政は変えられる！
(休憩 15分) |
| 17:00 | 特別報告▶福祉事務所における自立支援の取組み |
| 17:30 | 終了 |
| 18:00 | 交流会 ◆福利厚生棟 ぱれっと2階にて |

2日目

8月24日(土) 分科会：1号館B棟 2階3階 全体会：23日と同じ

- | | |
|--|---------------------------|
| 8:45 | 受付開始 |
| 9:00 | 分科会 |
| 第1分科会：生活保護基礎講座&何でもQ & A 1250号室 | |
| 第2分科会：生活困窮者自立支援制度の現状と課題～子どもへの支援を中心に～ 1257号室 | |
| 第3分科会：地方から自動車保有要件の緩和をめざす！ 1256号室 | |
| 第4分科会：進む居住支援と縮む公営住宅。これからの住宅政策を考える 1361号室 | |
| 第5分科会：地方税の滞納処分に対する実践的対応 1253号室 | |
| 12:20 | 昼食 (昼食は全体会場でお取りください。) |
| 13:20 | 講演▶「元福祉事務所長が語る、議会質問10の心得」 |
| 14:20 | まとめ講演▶今地方から、どう生活保護行政を変えるか |
| 15:00 | 終了 |

本日の資料は、以下からPDFファイルがダウンロードできます。
研修中の確認にお役立てください。

ダウンロードURL

[REDACTED]

68GB

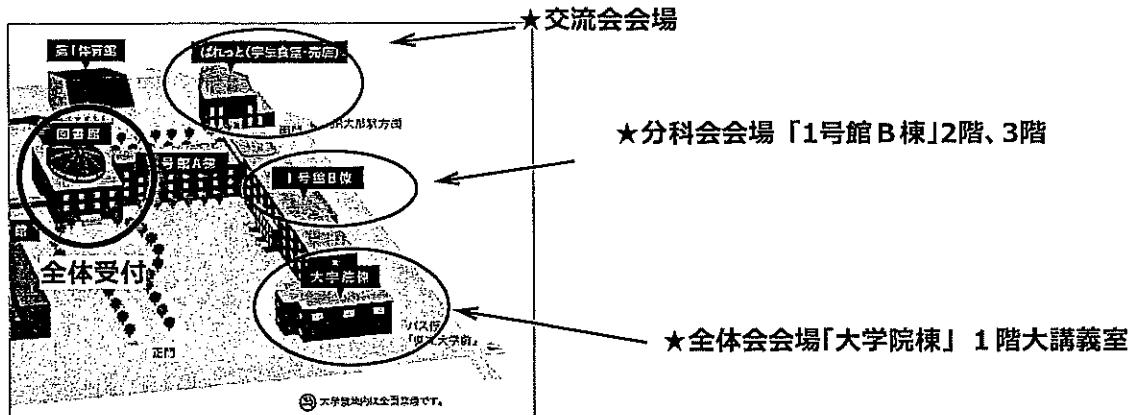
(パスワード：[REDACTED])

※ダウンロード期間 8月24日23時30分まで

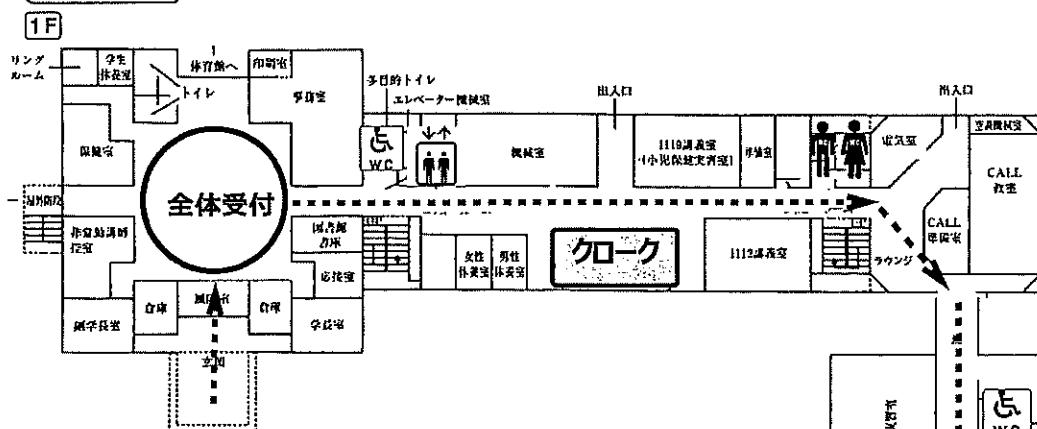


なお、PDFファイル資料は、本研修会参加者の方に、研修会中の資料確認に活用していただくため、PDFファイルとして提供しているものです。
無断印刷・複製は固くお断りします

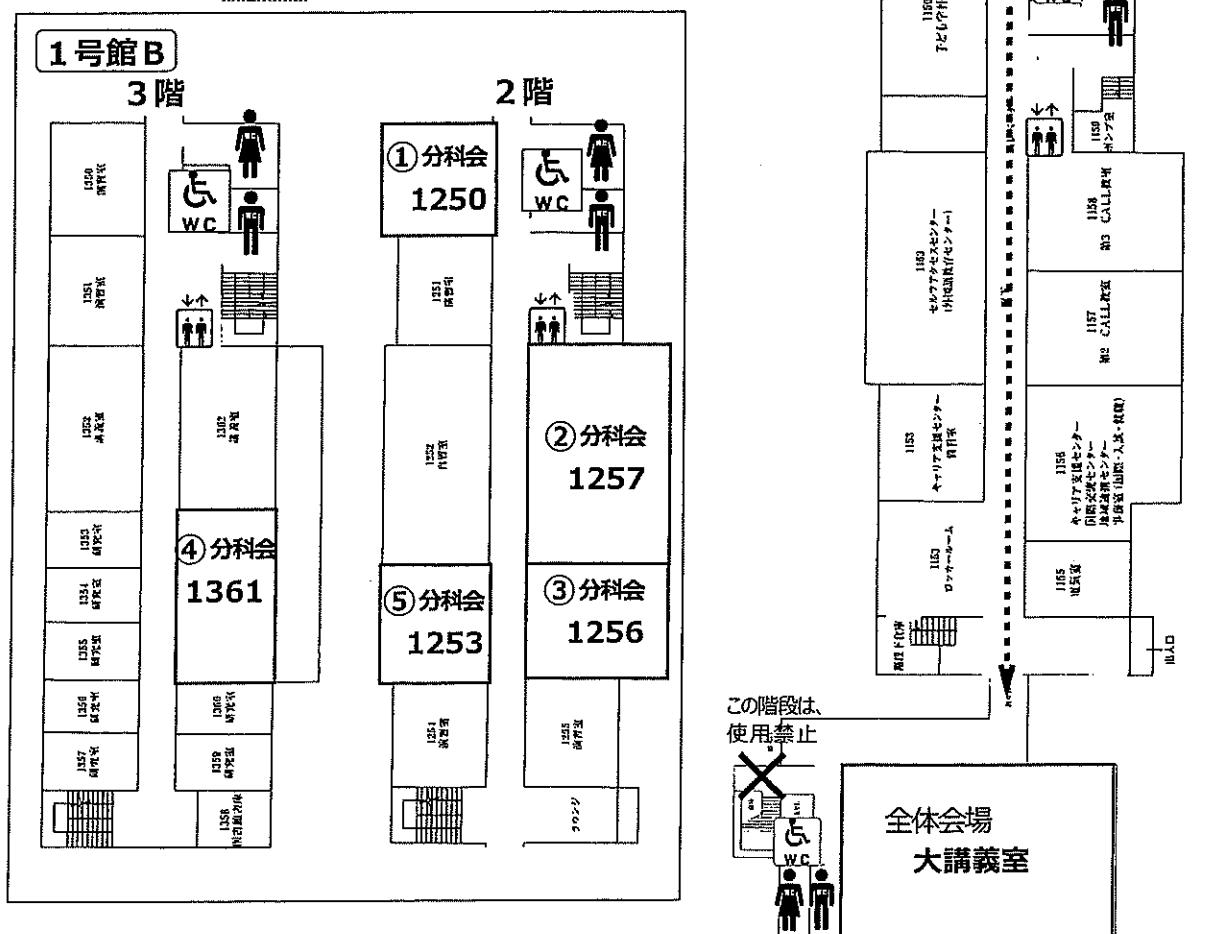
《大学構内図》



1号館A



1号館B





生活保護問題 議員研修会に出席された方へのお願い

本日は、生活保護問題議員研修会にご出席いただき、ありがとうございます。

下記の点に関して、ご留意のほど、よろしくお願ひします。

① 23、24日の両日を通してのお願い

- ・この研修会には、様々な党派・主義の方が参加されています。その点、ご理解下さい。
- ・登壇者の中には、写真撮影NGの方もおられます。ご配慮ください。
- ・会場は両日ともに、この新潟県立大学です。
- ・研修会中は、携帯電話・スマートフォンは電源をお切りいただくか、マナーモードにしてください。
- ・研修会の内容をブログ等に掲載されることは大歓迎ですが、動画中継や配信などはご遠慮ください。
- ・会場内は、いずれも学内全面禁煙になっております。ご協力を御願いします。
- ・貴重品は、必ずご自身で管理をお願いします。運営側で貴重品や荷物のお預かりはできませんので、ご了承下さい。

② 1日目（23日）のお願い

- ・会場内の飲食は可能です。
- ・交流会は、福利厚生棟「ぱれっと」にて、18時から開催します。当日申込を若干名受付いたしますので、希望される方はお申し出下さい。
- 参加費は1,000円（ドリンクと茶菓）です。

③ 2日目（24日）のお願い

- ・2日目は8時45分から受付開始ですが、同時に分科会会場の設営も行います。若干、慌ただしくなります
が、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。
- ・昼食のお弁当を申し込まれた方は、全体会場前にて配付します。名札が弁当券代わりになりますので、名
札をご提示下さい。お弁当は全体会場にてお召し上がり下さい。
- ・お弁当の空き箱は、配付場所までお戻し下さい。

④ 書籍販売について

- ・両日ともに、全体会場前にて生活保護問題・貧困問題に関する書籍の販売をしております。割引価格での
販売もしておりますので、ご利用下さい。
- 地方発送も承ります（代金着払い）ので、ご活用下さい。

第 11 回生活保護問題議員研修会

地方から 生活保護行政は変えられる！ いのちを守る自治体に

日時 2019年8月23日（金）24日（土）

場所 新潟県立大学



主催 生活保護問題対策全国会議・全国公的扶助研究会

協力 にいがた公的扶助研究会

《 タイムテーブル・目次 》

参加者の方へのお願い	2
------------------	---

8月23日（金）

13:00 基調報告：生活保護の現状と改革の論点～地方は何ができるか	3
14:35 ミニシンポ：地方から、生活保護行政は変えられる！	31
17:00 特別報告：福祉事務所における自立支援の取組み	93

8月24日（土）

9:00 分科会

第1分科会：生活保護基礎講座+なんでもQ & A 105

第2分科会：生活困窮者自立支援制度の現状と課題
～子どもへの支援を中心に 131

第3分科会：地方から自動車保有要件の緩和をめざす！ 177

第4分科会：進む居住支援と縮む公営住宅。これからの住宅政策を考える 227

第5分科会：地方税の滞納処分に対する実践的対応 257

13:20 講演：元福祉事務所長が語る、議会質問10の心得 297

14:20 まとめ：地方から、どう生活保護行政を変えるか 305

資料編 335

【第11回生活保護問題議員研修会】

【基調報告】

生活保護の現状と改革の 論点～地方は何ができるか

2019.8.23@新潟県立大学

吉永 純(花園大学)

本報告の趣旨

1 生活保護行政運用や裁判での状況

(1)保護基準、(2)大学進学、(3)自動車、(4)稼働能力

2 地方から生活保護行政を変える

(1) 住民の命と暮らしを直接守る(生活相談)

(2) 自治体行政を変える(市民と一緒に活動し、行政チェック、調査を行なう、議会質問、条例作り)

(3) 国への要望、意見を上げて国の行政を変える

(4) 首長選挙で変える

地方の生活保護現場と専門性

堺市の若手ケースワーカーの挑戦から



自己紹介

桜井 啓太（立命館大学産業社会学部 准教授）

- 2007年、堺市役所 入庁（社会福祉職採用）
生活保護ケースワーカー（CW）として配属
- ケースワーカー7年、本庁で生活保護指導職員3
年の計10年間、現場で生活保護業務
- 市役所勤務時代に、福祉職の若手ケースワーカー
と研究グループ「Switch」（生活困窮者の支援の
在り方研究会）を設立
- 2017年に退職し、研究職へ

第11回 生活保護問題議員研修会 地方から生活保護政策は変えられる！いのちを守る自治体に

～ジャンパー事件を契機とした 小田原市の生活保護政策の改善～

2019年8月23日(金)

小田原市

企画部 企画政策課 加藤 和永
福祉健康部 福祉政策課 塚田 崇

対応経過 ジャンパー問題の公表 (H29 1/16) ~あり方検討会の立ち上げ (2/28)

平成29年1月16日、第三者より、不適切な表現が記載された当該ジャンパーを生活保護担当職員が着用しているとの情報を受け、その事実を確認した。

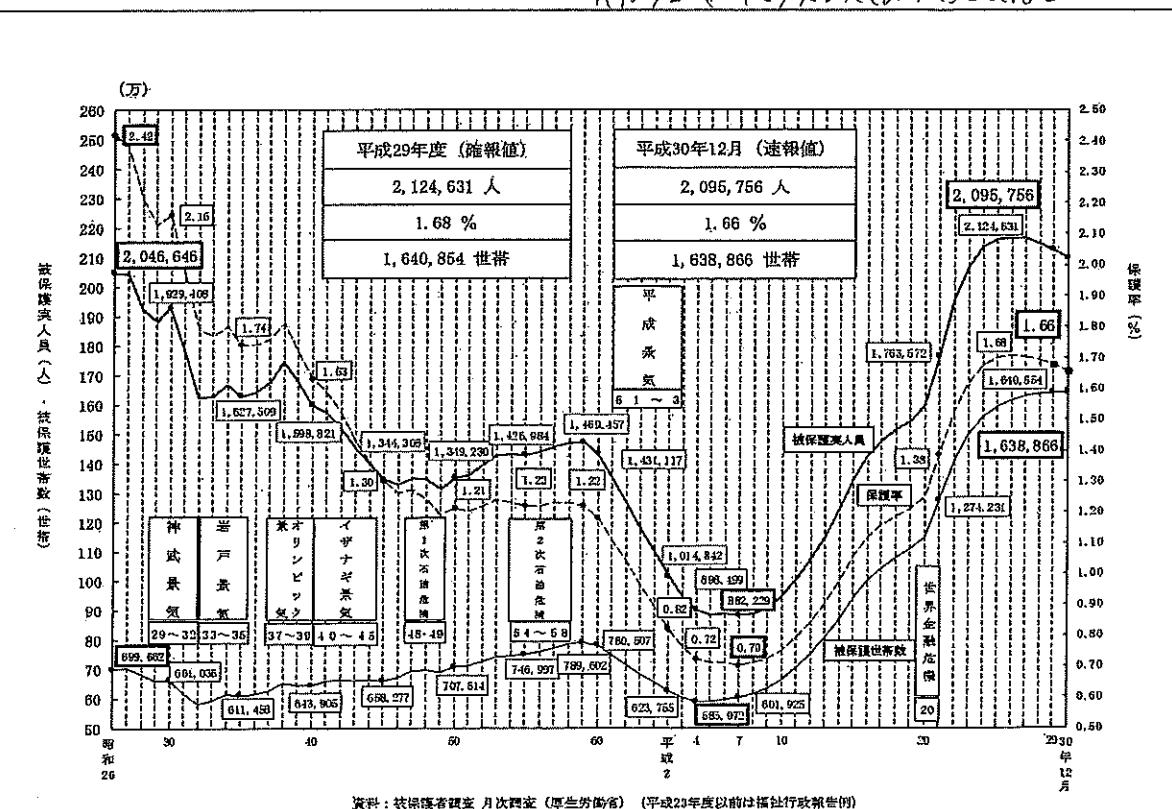
1月16日	●現在の生活保護担当職員及び平成19年度以降の生活保護担当者であった職員に対し、所有しているジャンパーの着用禁止を周知 ●副市長から、福祉健康部長、同副部長、生活支援課長、同副課長、同係長に対し厳重注意 ●副市長は、給料の10分の1を1か月辞退
17日	●記者会見(ジャンパーについて)
18日	●企画部長名で市全職員に対し「適正な業務の執行について」通知
19日	●市長より、福祉健康部長、同副部長、生活支援課長の課長以下全職員に対し訓示 ●市長より、臨時部長会において全部局長に対し訓示 ●本市の全被保護者世帯に対し謝罪文を発送
20日	●市ホームページに謝罪文を掲載(広報おだわら2月1日号に謝罪文を掲載)
30日	●小田原市議会厚生文教常任委員会に報告
2月3日	●関係職員に対し、所有しているポロシャツの着用禁止を周知するとともに、関連物品の報告を求める(2月7日、関連物品が判明)
9日	●記者会見(ポロシャツ及び関連物品、検討会の開催について) ●所有している関連物品の使用禁止を周知
14日	●全部局の職員を対象とした人権に関する研修会を開催 (2月17日も同様の研修会を開催し、合計の参加者は235名)
17日	●本市人権施策推進懇談会を開催
20日	●全職員を対象とした本市生活保護政策に関するアンケートを実施(→23日、回答率65.7%)
23日	●小田原市議会厚生文教常任委員会に報告
28日	●第1回生活保護政策のあり方検討会を開催

第11回 生活保護問題議員研修会

生活困窮者自立支援制度の現状と課題 ～子どもへの支援を中心に～

羽曳野市保健福祉部 福祉総務課
社会福祉士 仲野浩司郎

日本 - 163.8万世帯
標準 - 385万世帯
相対的 - 2,000万人
貧困率 7人に1人
団の傾向としている あきらかに ホームレス → 6,000人
スカウトやハウスレスは入っていない



議会質問 生活保護（生活困窮者自立支援制度含む）10の心得

十文字学園女子大学人間生活学部人間福祉学科教授

今井 伸

生活保護制度・生活困窮者自立支援制度に関する議会質問のカテゴリーは、3点になると考へる。

1. 制度そのものの課題
2. 制度運用の課題 自分自身がどうなれば困窮者世帯で住民を利用してもらおうと考えているか
3. 実施機関における組織体制の課題 直々にしている

※以下の具体的な質問例や答弁例は、今井が個別に作成したものの他、実際に各自治体で審議された議事録から該当する事例を整理、改変したものである。

1. 生活保護制度のそのものの課題

① 心得

個別の事例で課題を追求するのは難しい 事例を集めて普遍的に質問

質問例

（就学援助のクラブ活動費への対象拡大の要望について）

昨年、就学援助受給世帯の子どもが運動部に入部しましたが、部員全員が揃えるはずのユニフォームを購入する費用がなくて、ジャージ姿で部活動をしていました。そこでいじめに遭って、退部してしまったのです。ひとり親世帯で状況を理解していたからこそ、親に対して、ユニフォームを買って欲しいと言えなかったそうです。

家庭の経済的事情でクラブ活動、部活動が制限されてよいのでしょうか。小中学生から諦めること、我慢を強いられて成長することが、子どもの貧困の最大の問題です。健全な発達を保障するためにも、就学援助費に部活動費を盛り込み、実費支給するように求めます。お答えください。

答弁例

就学援助費は、生活保護基準の1.2倍までの所得の世帯を対象としており、生活保護基準を上回る所得の世帯もございます。したがいまして、部活動費について、生活保護世帯と異なる取扱いになつてることにつきましては、一定の合理性があると考えております。

また、中学校の部活動につきましては義務ではないこと、部によって費用が大きく異なることやその実費を算定することが困難であることから、現時点での部活動費を盛り込むことは、対象者以外の世帯との公平性など様々な課題があると考えております。個別に生活困難な状況があれば、福祉事務所や自立支援相談窓口にご相談いただき適切に対応すべきものと考えております。

「個別の事例には個別にお答えしますのであります。

一定の困難なところをたくさんあります。

効率的です。

生活保護の申請書

2019年(令和元年) 8月24日

地方から、 どう生活保護行政を変えるか

生活保護問題対策全国会議代表幹事

弁護士 尾藤廣喜

2

1 生活保護をとりまく状況

被保護世帯数、被保護人員、保護率
の年次推移

資料1のとおり

1996年(平成8年)まで、被保護人
員は減少し、その後、増加に転じる。

2015年(平成27年)3月の216
万人をピークに減少している。

権利性が明確な 「生活保障法」 の制定を!

日弁連は、生活保護法改正要綱案(改訂版)を作成・公表しています。

日本弁護士連合会(日弁連)は、生存権(憲法25条)保障の観点から生活保護法を抜本的に改正すべきと考え、2008年11月、生活保護法改正要綱案を作成・公表してきました。

それから10年。生活保護を取り巻くさまざまな情勢の変化をふまえ、2019年2月に作成・公表した「改訂版」の主なポイントは以下のとおりです。

改正案の5本柱

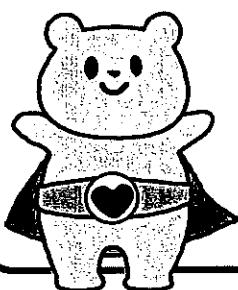
1
権利性の
明確化

3
生活保護基準の
決定に対する民主的
コントロール

5
ケースワーカーの
増員と専門性の
確保

2
水際作戦を
不可能にする
制度的保障

4
一歩手前の
生活困窮層に
対する積極的
支援



※全文は日弁連のホームページ
(https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2019/190214_2.html)
でご覧いただくことができます。



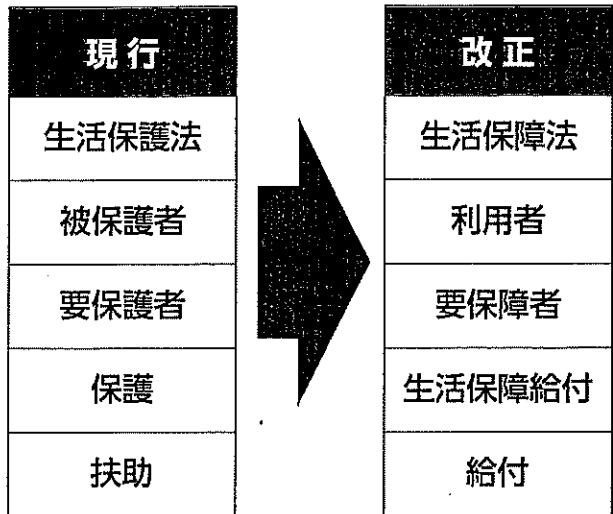
改正案の5本柱

生活保護を取り巻く情勢の変化を、「改訂版」の主なポイント

1 権利性の明確化

ポイント!

- 法律の名称、用語の置き換え



「生活保護」という名称や「扶助」といった用語が、恩恵であるといった誤解や、生活保護だけは受けたくないといった偏見を生む原因となっています。法律の名称や用語を置き換えて、「権利」であることをわかりやすくします。

■諸外国の例

国名	公的扶助法の名称
イギリス	所得補助・ユニバーサルクレジット等
ドイツ	社会扶助・求職者基礎保障
フランス	積極的連帯所得
スウェーデン	社会サービス法に基づく経済的援助
韓国	国民基礎生活保障

出典) 山田篤裕等編「最低生活保障と社会扶助基準」明石書店

「生活保護」
なんて名前のは
日本くらい
なんだね



2 水際作戦*を不可能にする制度的保障

*水際作戦とは……窓口に来た人に生活保護申請をさせず追い返すこと

ポイント!

- 実施機関の申請権侵害禁止を明記
- 簡単に書ける申請書の窓口備置きを義務づけ
- 国と実施機関の周知・広報義務、教示・援助義務を明記
- 捕捉率の調査・向上義務を規定

韓国・ソウル市の地下鉄広告



基礎生活保障、
死角地帯を探します！

ヨーロッパだけでなく
韓国も捕捉率アップに
とりくんでいるよ

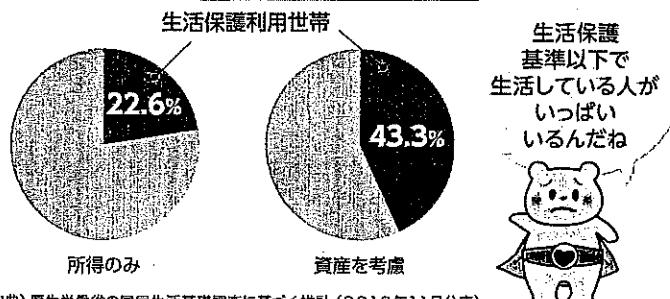
出典)
生活保護問題対策全国会議
「生活保護法」から
「生活保障法」へ(明石書店)

- いまだに解消していない「水際作戦」を根絶するためのしくみを明記します。

- 先進諸国に比べて非常に低いと言われている生活保護の「捕捉率」*を向上させ、生活保護基準以下で生活する人を減らします。

*捕捉率とは……生活保護を利用できる人のうち、実際に利用している人の割合

生活保護基準以下の低所得世帯数に対する 生活保護利用世帯数の割合



え作成・公表した

1
権利性の
明確化

2
水際作戦を
不可能にする
制度的保障

3
生活保護基準の
決定に対する民主的
コントロール

4
一歩手前の
生活困窮層に
対する積極的
支援

5
ケースワーカーの
増員と専門性の
確保

3 保護基準決定に対する 民主的コントロール

ポイント!

- 保護基準の決定権限は厚生労働大臣から国会に
- 専門的知見を尊重するため、審議会の位置づけを明記
- 利用者の意見を反映するための規定を新設
- 基準改定には再検証可能性を求め、透明性を確保

近年、生活保護基準は、利用者の意見を聞くことなく、専門家の意見も軽視して繰り返し引き下げられてきました。基準の決定に民主的コントロールを及ぼすとともに、裁量権の濫用を防ぐための手続を法律に明記します。



4 一歩手前の 生活困窮層に 対する積極的支援

ポイント!

- 収入が最低生活費の130%未満の場合には、一部の給付を単独で利用可能に
- 対象給付は、教育・住宅・医療・自立支援(生業)の4つ

収入が生活保護基準を超えると一切の給付を利用できない一方、生活保護利用世帯が免除されている負担があるため、生活保護世帯よりも生活が苦しいという「逆転現象」を解消します。

※ただし、生業扶助は除く

5 ケースワーカーの増員と専門性の確保

ポイント!

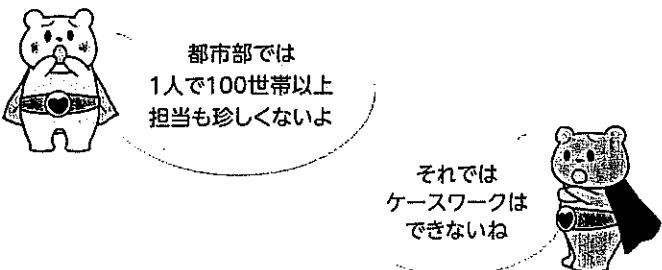
- ケースワーカー1人当たりの担当世帯数の上限(都市部60世帯、郡部40世帯)を法定
 - ケースワーカーを福祉専門職として位置づけ
 - ケースワーカーに対して、必要な研修を行い、資格取得の援助を行う。
- 現在、ケースワーカー1人当たりの担当世帯数(都市部80世帯、郡部65世帯)は目安の数字で守っていないところも多く、慢性的な人手不足。ケースワーカーの増員を図るとともに、担当世帯数を減らし、上限を法律で定めます。
- ケースワーク業務には社会福祉に関する高度の専門知識や技術が必要なのに社会福祉士などの有資格者は少数^{*}。専門職採用を進め、窓口での無用なあつれきの解消をめざします。

*資格取得率は、社会福祉士：13.5%、精神保健福祉士：2.4%(2016年)

■諸外国の例

国名	ケースワーカーの資格
ドイツ	主として高等教育機関で福祉系の課程を修めたもの。異動が基本的にないので、専門性もある
フランス	専門学校や大学において3年間の専門資格コースを修了したもの
スウェーデン	大学の社会福祉課程(3年半)の卒業資格を有するもの(社会福祉士)。資格取得率は80%
韓国	専門職(社会福祉職公務員)であり、社会福祉の資格を持っているもの

出典) 生活保護問題対策全国会議編「『生活保護法』から『生活保障法』へ」(明石書店)



■比較表

改正案の5本柱		現行生活保護法	改正要綱案(改訂版)
1 権利性の明確化	法律の名称、用語	生活保護法 被保護者 要保護者 保護 扶助	生活保障法 利用者 要保障者 生活保障給付 給付
2 水際作戦を実現する不可能にする	①申請権侵害禁止規定 ②申請書の窓口備置き義務 ③広報義務・教示義務 ④捕捉率の調査・向上義務	いずれも明記なし	いずれも明記する
3 生活保護基準決定に対する民主的コントロール	①基準の決定権限 ②専門機関の位置づけ ③当事者意見の反映 ④基準改定の再検証可能性	①厚生労働大臣 ②明記なし ③規定なし ④明記なし	①国会 ②審議会の意見を聞く必要を明記 ③審議会が利用者の意見を反映させる措置を講じる ④明記
4 一歩手前の生活困窮層に対する積極的支援	一歩手前の生活困窮層	生活保護法上の制度は一切利用できない(ただし、生業扶助は除く)	教育・住宅・医療・自立支援(生業)の各給付については、世帯収入が最低生活費の1.3倍以下なら利用可能に(単給化)
5 ケースワーカーの増員と専門性の確保	①ケースワーカー1人当たりの担当世帯数 ②ケースワーカーの専門性	①都市部で80世帯、 都部で65世帯が標準 (目安で拘束力がない) ②全てのケースワーカーに専門性があるとは言い難いのが実情	①都市部で60世帯、 都部で40世帯と法定 (拘束力がある) ②社会福祉士等の有資格者を中心とし、社会福祉に関する高度な専門知識を求める ケースワーカーに対して、必要な研修を行い、資格取得の援助を行う

この生活保護引き下げを止めるために、
わたしたち一人ひとりにできことがあります。

下記のウェブサイトからこのチラシを
プリントしてお知り合いなどに手渡そう!!



厚生労働省に意見を伝えよう!!



各政党にメールして



国會議員をうごかそう!!



認定NPO法人自立生活サポートセンター・もやい
〒162-0801 東京都新宿区山吹町362 みどりビル2F
TEL : 03-6265-0137 (平日12:00-18:00 / 土 11:00-17:00 日曜は休み)
HP : <http://www.npmoyai.or.jp> E-MAIL : info@npmoyai.or.jp
 @npmoyai facebook.com/npmoyai.or.jp/

エキタス
E-MAIL : aequitas1500@gmail.com
 @aequitas1500
 facebook.com/Aequitasエキタス-1643985229183601/

いま、生活保護が引き下げられようと
しています。

わたしたちの、
「健康で文化的な最低限度の生活」を
支えるはずの生活保護。

でも生活保護引き下げって、どうなの?
それよりもやることあるのでは?

そもそも生活保護って、
いま、どうなってるの?

このパンフレットは、
生活保護引き下げをめぐって出てきた
これらの疑問に答えるものです。

本当にこれ、他人事?

#みんなで 貧しく なりた でなか

生活保護引き下げ Q&Aパンフレット



そもそも生活保護って?

生活保護制度とは、憲法25条にあるわたしたちの「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するための制度です。わたしたちは誰もが、収入が「生活保護の基準」を下回ったときに、生活保護制度を利用することができます(注1)。いま、その「基準額」の引き下げが行われようとしています。

注1：ほかに、資産や稼働能力を活用しても生活できないこと、年金などの他の制度を利用して収入が「基準額」に満たないことが生活保護の要件となっている(法第4条1項)。なお、厚生労働省は外国人に対しても制度を準用する方針を示している。

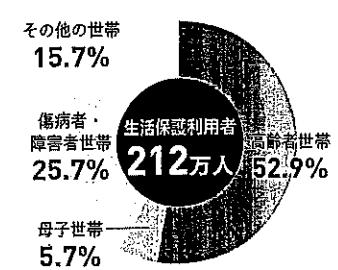


生活保護を利用している人ってどんな人?

現在、生活保護制度を利用している人は約212万人います。利用者の多くはたとえ景気が良くなっても、十分な収入を得られる仕事に就くことが困難な状況にいます(内訳はグラフを参照ください)。

212万人と聞くと多いと感じるかもしれません、生活保護の利用要件を満たしている低所得世帯のうち、実際に制度を利用しているのはおよそ2~3割ほどと言われています。最近、生活保護には「不正受給」のイメージがあるかもしれません、その割合は金額ベースでたったの約0.5%。不正受給が蔓延しているかのような報道は、全く事実に反しています。そもそも、わたしたちの「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するのが生活保護なのですから、問題は「不正受給」ではなく、「漏給」です。

そしていま、生活保護の基準を下回る生活水準の世帯が数百万世帯あり、その状況が放置されているにもかかわらず、生活保護の削減が提示されているのです。



*厚生労働省社会・福祉局
「被保険者調査結果の概要」(平成29年9月分)より

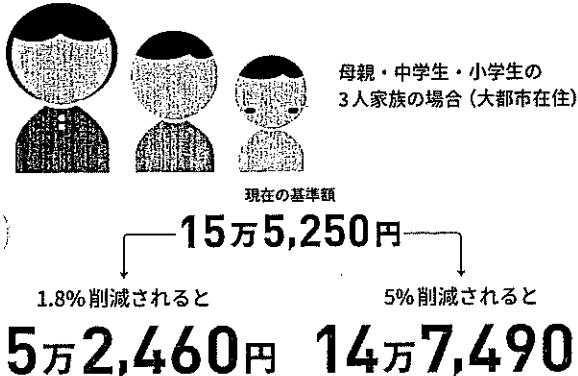
2

今回の生活保護引き下げってどれくらい下がるの？

最大5%、平均で1.8%の生活扶助基準の引き下げ（160億円規模の削減）となると言われています。

2017年12月に公表された厚生労働省社会保障審議会生活保護基準部会の報告書をもとに、生活扶助基準などの見直し案の策定が進められています。とくに、母子世帯については児童養育加算の対象期間が延長される一方で、母子加算の減額が行われるとみられています。子どものいる世帯への影響の大きさを考えれば、2013年に成立した「子どもの貧困対策基本法」の基本的な考え方と矛盾するものとなりかねません。

もしも今回の生活保護引き下げが実行されたら…



いまでも低いのに、さらに低くなります。

4

生活保護を利用しないで頑張って働いている人っているよね？

実際には生活保護を利用している人は、働きたくても働きようがない人がほとんどです。

「張って働いている自分よりも生活保護を利用する方が多くのお金をもらひなんておかしいと感じる人は、けっこう多いのではないか」という。

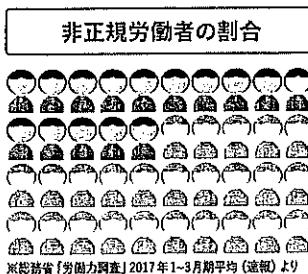
ですが、そもそも働いて得る収入が生活保護費より少ないとしたら、それは給料を支払う側や制度に問題があるのでないでは？いまの日本は、生活が困難な人が増え、正社員であっても「一生安泰」ではありません。

だから、みんなが自分らしく頑張れるための支え合いの社会と制度をつくりていく、そんな方向を目指していくことが大切なのです。



-5.4%

消費税アップや物価上昇により
実質賃金はほとんど上がっていない



37.3%

全ての人が安心して暮らせる社会が必要です。

3

生活保護が引き下げられても当事者だけの問題でしょ？

いいえ。あなたや私にも悪影響があります。

生活保護基準はさまざまな制度の基準の参考にされており、厚生労働省は、生活保護基準を引き下げる少なくとも38の制度に影響が出る可能性があると言っています（注2）。

例えば、今まで住民税が非課税とされていた人が課税対象とされるようになるかもしれません。また、最低賃金も生活保護の基準を参考としているので、引き上げが鈍るかもしれません。

生活保護基準の引き下げは、制度を利用している人だけでなく、もっと多くの人に悪影響を与える可能性があります。

注2：http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/topics/dl/tp130219-01.pdf



あなたや私の生活にも関係する問題です。

5

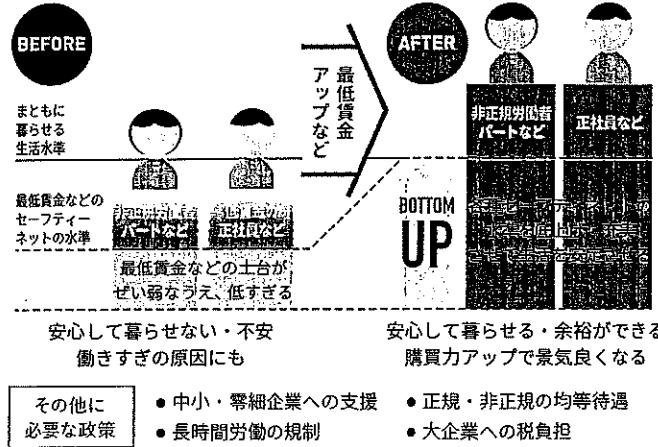
じゃあ、どうすればみんなが安心して暮らせるようになるの？

いま必要なのは「ボトムアップ」の考え方です。

今回の生活保護引き下げは、「低賃金化が進むほど生活保護費が削られ、そのことにより最低賃金も低く抑えられる」という、負の連鎖を招くものです。

そうではない、「ボトムアップ」の方向が必要です。例えば、最低賃金を1,500円に引き上げることは、消費を刺激→景気を活性化→生活が良くなる→また消費に回る、という好循環をつくります。また、住宅政策や児童手当の拡充は必須です。

そして生活保護の拡充は、わたしたち全員が、「健康で文化的な最低限度の生活」を送るための必要条件です。



ボトムアップこそ生活安定への確かな道です。

活動内容報告書

令和元年 9月23日

稚内市議会議員 佐藤 由加里

活動等の名称	第67回北海道女性議員協議会総会
期 間	令和元年 8月31日 ~ 令和元年 9月 1日
実施場所	
実施経費	<p><u>33,180円</u></p> <p><input type="checkbox"/>調査研究費 <input type="checkbox"/>研修費 <input type="checkbox"/>広報費 <input type="checkbox"/>広聴費 <input type="checkbox"/>要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/>会議費 <input type="checkbox"/>資料作成費 <input type="checkbox"/>資料購入費 <input type="checkbox"/>人件費 <input type="checkbox"/>事務所費 <input type="checkbox"/>その他</p>
活動等の概要	<p>北海道女性議員協議会の総会及び研修、意見交換会などを行った。総会では、国及び北海道に対する意見書の審査が行われ、6本の意見書が全会一致で採択された。</p> <p>研修会では、『女性の政治参画の重要性について』と題した講演が行われた。</p>
備 考	主催：北海道女性議員協議会

佐藤由加里議員 研修

旅行期間／令和元年8月31日～令和元年9月1日

旅行行程表

月 日	行 程	滞 在 地
8/31	稚内市 → 北海道女性議員協議会総会(旭川市)	旭川
9/1	北海道女性議員協議会研修会(旭川市) → 稚内市	

旅費計算表

項 目	内 訳	金 額
自家用車	稚内 ⇄ 旭川(257km ※高速道路利用なし) 計 514km × 20円	10,280
日 当	@2,700×2日	5,400
宿泊費	@12,000円×1泊分	12,000
合 計		27,680

所 感

稚内市議会議員 佐藤 由加里

北海道の女性議員で構成される『北海道女性議員協議会』では、年一回総会が開催されますが、今年は旭川市にて開催されました。

総会では、全会一致を原則に、国や北海道に対する要望書の提出に関して活発な議論が行われ、可決されたものに関してはその後、道議を中心として国及び北海道に要請要望活動をしています。

今年は、『国民健康保険の子どもに係る均等割保険料（税）軽減措置の導入を求める要望』『選択的夫婦別性制度創設を求める要望』『妊婦がより一層安心して医療を受けられる体制の構築を求める要望』『柔軟仕上げ剤等の家庭用品に含まれる香料による健康被害の実態解明を求める要望』『義務教育費国庫負担制度堅持と負担率2分の1への復元、「少人数学級」の実現などに向けた教育予算の確保・拡充と就学保障の充実を求める要望』『女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める要望』の6本の要望書が全会一致で可決されました。とりわけ『柔軟仕上げ剤等の家庭用品に含まれる香料による健康被害の実態解明を求める要望』については、とくに活発な議論が交わされ、何度も修正や検討を重ねた結果可決されました。意見が違うことで排除するのではなく、何とか一致点を見出しありが納得できるよう、粘り強く議論を重ねていくことも女性議員協議会が大事にしているところです。

総会後には意見交換や研修も行われ、とくに「女性・母親」という視点からの子育てや保育、教育、社会保障などに対する意見交換や、他の自治体施策を知ることができるので大変勉強になりました。

研修会では、女性の政治参画の重要性についてということで『女性と議会～より多くの女性を議会に送るために～ジェンダー・ポリティックスの視点から』と題した講演がありました。国政においても地方議会においても女性議員が見えない＝少ない現状や、そのことによる問題点（女性の利益を代表する議員がいない）、そこにはジェンダーと政治の関係に着目する必要があること（社会的・文化的に作られた性別による女らしさ／男らしさなど）代表的なのは「女のくせに議員なんて」など。また、女性が増えることで、生活に密着した「福祉・保育・教育・介護」など、弱者に寄り添う議会になりやすく、市民サービス向上のためにも女性議員が増えなくてはいけない、というお話には本当にその通りだという反面、本来は男女問わず弱者に寄り添える議員が増えることが望ましいのだろうと思いました。要は視点の問題ではないか。

年一回の北海道女性議員協議会総会及び研修会ではありますが、政党や思想・信条の枠をこえ、女性や母である議員として他都市の議員と交流できるものであり、大いに学ぶことができました。

領 収 書

佐藤 由加里 様

金 5,500円

但し、第67回北海道女性議員協議会研修会負担金として

2019年8月1日

北海道女性議員協議会

会長 平出 陽子

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
01-08-01	99023	通帳電信振替
記号	番号	

取扱番号	お取引金額	
	*11,500	
	残高	
振替先		

受取人名：ホッカイト“ウジ”ヨセイキ“イ
ンキョウキ”カイ

依頼人名：ワツカナイシキ”カイ サトウユカリ

今月のゆうちょ口座間の送金料金の
優遇回数は残り 0回です

ご利用いただきましてありがとうございました。
ゆうちょ銀行

※ 交流会費込みの振込額
(6000円)

2019年7月17日

北海道女性議員協議会総会&研修会
参 加 者 各 位

北海道女性議員協議会会长
北海道議會議員 平出 陽子

第67回北海道女性議員協議会総会&研修会の開催について（2次案内）

この度は、第67回北海道女性議員協議会総会&研修会にご参加申し込みをいただき、
誠にありがとうございます。

さて、総会当日にご質問・ご意見等をいただきますよう、提出された議案書を送付させて
いただきます。ご一読下さいますよう、お願い申し上げます。

なお、参加に係る負担金等を、予めお振り込みいただきますよう、別紙を同封させて頂きま
すので、重ねてお願い申し上げます。

皆様のお越しを心よりお待ちしております。

記

1. 第67回北海道女性議員協議会総会ご案内
2. 議案書
3. 別紙1 振り込み依頼書

以上

※問合せ先：ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

総務統括：旭川市議會議員 品田 ときえ
携帯番号 [REDACTED]

第 67 回
北海道女性議員協議会
御 案 内

日 時 2019年 8月31日(土)～9月1日(日)
場 所 ホテル WBF グランデ旭川

北海道女性議員協議会
議員 女性 322名
会員 76名

第67回 北海道女性議員協議会 進行表

日程	時刻	次第		
8/31(土)	12:00	受付開始		
	13:00	開会	開会の言葉 主催者挨拶 開催地歓迎挨拶 来賓挨拶 日程説明 議長団選出	総合司会 会長 開催地代表 安田市議会議長 総合司会 議長団
		総会・会議	1) 経過説明 2) 議案審査	副会長
	15:00	休憩(15分)	3) 議決事項の取り扱いについて 4) 次期開催地について 5) 役員改選 6) 新役員紹介 7) 議長団退任挨拶	来年 再来年 宮さん
		17:00	閉会	閉会の言葉
		17:15	新旧役員会	
		18:00	交流懇親会	開会挨拶 フラダンス 主催者挨拶 来賓挨拶 乾杯 フラダンス 乾杯 閉会挨拶
		20:00		司会 会長 西川旭川市長 交流懇談 司会
	9/1(日)	9:00	受付開始	受付
		9:30	研修会	開会挨拶
9:35		講演	「女性の政治参画の重要性について」 講師 相内眞子氏	
11:00			質疑応答	
11:15			講師退場	
11:20			意見書等報告	
11:30		閉会・解散	解散宣言	
12:00		昼食		
13:00		視察		
15:00	解散			

女性と議会

—より多くの女性を議会に送るために—
ジエンダーポリティックスの視点から

第67回北海道女性議員協議会

2019年9月1日
ホテルWBF グランデ旭川

北翔大学 相内眞子

提出議案

北海道議会

氏名 菊地葉子

件名	国民健康保険の子どもに係る 均等割保険料(税)軽減措置の導入を求める要望
内容説明または提案の趣旨	<p>国民健康保険は、市町村を単位とする公的医療保険制度として、会社員等が加入する被用者保険とともに、国民皆保険制度を支えるかなめの役割を60年近く果してきた。</p> <p>一方、会社員等が加入する被用者保険においては、被保険者の報酬額により保険料(税)が算定されるため、扶養する子どもの人数があえても保険料(税)は変わらない。しかし、国民健康保険は、世帯内のすべての加入者数に均等割保険料(税)が賦課されるため、子どもが増えると子育て世帯の負担が大きくなることから、国や自治体が推進する少子化対策や子育て支援施策と相容れないものであり、早急な見直しが求められている。</p> <p>医療保険制度間の公平を図るとともに、子育て世帯の経済的な負担の軽減に取り組むことが必要である。</p> <p>よって、国においては、子どもに係る均等割保険料(税)の軽減措置の導入について速やかに実施するよう強く要望する。</p> <p>道においては、国に対し強く要望するよう求める。</p> <p>また、それまでの間、道としても軽減措置を講じるよう要望する。</p>

提 出 議 案

札幌市議会

件名	柔軟仕上げ剤等の家庭用品に含まれる香料による健康被害の実態解明を求める要望
内 容 説 明 ま た は 提 案 の 趣 旨	<p>近年、家庭で使用する柔軟仕上げ剤や消臭剤等に含まれる香料によって、頭痛や吐き気などの健康被害を訴える人が増加している。</p> <p>また特定非営利活動法人日本消費者連盟が2017年に2日間にわたり開設した相談窓口「香害110番」には、柔軟仕上げ剤等の香りについて213件もの相談が寄せられた。</p> <p>こうした中、業界団体である日本石鹼洗剤工業会は、2018年7月、「衣料用柔軟仕上げ剤の品質表示自主基準」を改定し、香りに関する注意喚起として、柔軟仕上げ剤の容器等に周囲への配慮と適正使用量を守る旨を表示することとした。</p> <p>しかしながら、この問題の根幹は、消費者に対し香料が与える健康被害の実態解明が進んでいないこと、また、自ら使用する柔軟仕上げ剤等の香料が他人に頭痛や吐き気の苦痛を与えている場合もあることについての理解が社会全体として進んでいないことにある。</p> <p>よって、国及び道においては、消費者の健康で安心な暮らしに資するよう、香料の成分の安全性や香料による健康被害の実態を徹底して検証するとともに、相談窓口の設置等、実効性のある施策を実施するよう強く要望する。</p>

提 出 議 案

札幌市議会

件名	選択的夫婦別姓制度創設を求める要望
内 容 説 明 ま た は 提 案 の 趣 旨	<p>夫婦が必ず同じ姓を名乗ることとしている夫婦同姓制度の下では、婚姻による改姓に伴い、本人の同一性が確認できなくなり、職業生活などにおいて不利益を被るといった事態が生じている。</p> <p>このような状況下において、2015年12月、最高裁判所大法廷は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する。」と定める民法第750条の規定が憲法に違反するかどうかが争われた訴訟において、合憲とする判断を示し、「この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ判断されるべき事柄にほかならないというべきである。」とした。</p> <p>また、判決の中で、夫婦同姓制の下においては、婚姻によって姓を改める者にとって、アイデンティティの喪失感を抱くなどの不利益を受ける場合があることは否定できないとした一方で、その不利益は、通称使用（婚姻前の姓を通称として使用）が広まることで一定程度緩和され得るとしたが、通称使用の機会拡大や利用者の増大は、夫婦同姓制度に起因する様々な問題の根本的な解決につながらない。</p> <p>よって、国においては、国民の価値観の多様化や世論の動向等に鑑み、個人の尊重と男女の対等な関係の構築等の観点から、選択的夫婦別姓制度の創設のための法整備を行うよう強く要望する。</p> <p>道においては、国に対し強く要望するよう求める。</p>

提 出 議 案

札幌市議会

件名	妊婦がより一層安心して医療を受けられる体制の構築を求める要望
内容説明または提案の趣旨	<p>妊婦の外来診療については、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療が必要であることから、妊婦の診療に積極的な医療機関を増やし、妊婦が安心して医療を受けられる体制の構築を図るとともに、こうした医療機関での丁寧な診療を評価するため、平成30年度診療報酬改定において、妊婦加算が創設された。</p> <p>しかし、妊婦加算の創設後、コンタクトレンズの処方で、妊婦ではない患者と同様の診療を行う場合に加算が算定されるなど妊婦加算の趣旨に反するような事例が発生し、また、妊婦であることを理由に自己負担が上乗せされることについて、少子化対策に逆行するのではないかなどの指摘がなされた。</p> <p>このような状況を踏まえ、平成30年12月、厚生労働省は、平成31年1月1日からの妊婦加算の凍結を告示し、同省の諮問を受けた中央社会保険医療協議会は、妊婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた総合的な支援の内容を踏まえ、改めて総合的な議論をすることとした。</p> <p>よって、国及び道においては、妊婦がより一層安心して医療を受けられる体制の構築のため下記の事項に取り組むよう強く要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1 妊婦加算の見直しに当たっては、妊婦が医療を受ける際の自己負担に留意しつつ開かれた国民的議論を行うこと。2 妊婦に係る診療報酬の改定を行う際は、その趣旨・内容が医療機関をはじめとする関係機関に十分に理解されるよう周知徹底を図ること。3 妊婦特有の合併症や疾患等について、必要な知識の習得や理解を深めることができるよう努めること。

提 出 議 案

札幌市議会

件名	義務教育費国庫負担制度堅持と負担率2分の1への復元、「少人数学級」の実現などに向けた教育予算の確保・拡充と就学保障の充実を求める要望
内容説明または提案の趣旨	<p>義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1となり、非正規職員が増加し、教職員定数未充足などの状況が生じている。</p> <p>また、地方交付税措置されている図書費などについて、自治体間の格差が生じているほか、教育にかかる公的支出が必ずしも十分ではないことから、経済的な理由で進学・就学を断念する実態もあり、「教育の機会均等」の確保が求められている。</p> <p>よって、国においては、子どもたちが住む地域や環境に関係なく平等にきめ細やかな教育を受けられるようするため、下記の事項を実施するよう求める。</p> <p>道においては、国に対し強く要望するよう求める。</p>
	記

- 1 義務教育費国庫負担制度を堅持し、国庫負担金の負担率を2分の1に復元すること。
- 2 「少人数学級」の早期実現に向けて、小学校第1学年から中学校第3学年の学級編成の標準を順次改定するとともに、地域の特性にあった教育環境の整備や計画的な教職員定数改善を早期に実現するための予算を措置すること。
- 3 教材費などの保護者負担軽減を含む、教育予算の確保・拡充を図ること。
- 4 就学援助制度・給付型奨学金制度を拡充するなどして、就学保障の充実を図ること。

提出議案

ニセコ町議会

氏名 齊藤うめ子

件名	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める要望
内容説明または提案の趣旨	<p>1979年国連において、あらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保証する女性差別撤廃条約が採択されてから40年が経った。日本は1985年に批准して来年で35年になる。しかしながら各国における男女格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数 2018年」によると日本は149か国中110位と先進国の中でも最低の状況である。</p> <p>政府が女性の活躍を推進する一方で、財務省高官によるセクハラ疑惑やDVなどの性暴力、男女賃金格差や非正規雇用の問題、さらには大学の医学部入試で女子の受験者に不利な得点操作の発覚など、日本の女性差別の根深さが明らかになった。</p> <p>国連女性差別撤廃条約は現在189か国が締結し、さらに条約の実効性を高めるために、1999年女性差別撤廃条約選択議定書が採択され、締約国のうち112か国が批准しているが、日本はまだ批准していない。</p> <p>選択議定書は個人通報制度と調査制度の2つの制度があり、批准されれば、同条約に定められた権利の侵害に対して女性差別撤廃委員会に、個人又は集団で直接通報することができ、同委員会は通報に基づき調査や審議を行い、必要に応じて該当する締約国に対し勧告や、見解の提出を求めることができる。また、女性の人権保障の「国際基準」として、条約の実効性確保に重要な役割を果たしており、日本が批准し個人通報制度が導入されればジェンダー不平等を無くすための効力が一層強まることが期待される。</p> <p>国の「第4次男女共同参画基本計画」には、「女性差別撤廃条約の積極的遵守に努める」「女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准について真剣に検討を進める」と明記されており、さらに参議院で選択議定書の早期批准を求める請願が2001年から2016年の間に20回も採択されている。</p> <p>よって、国は、女性たちの声を真摯に受け止め、男女平等を実現し全ての人の人権が尊重される社会をつくるために、女性差別撤廃条約採択40年、選択議定書採択20年という節目に当たる本年こそ、選択議定書を批准するよう強く要望する。</p> <p>道においては、国に対し強く要望するよう求める。</p>